

## 『太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徵収に対する質問状』へのご回答

Q 1 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（R P S法）」は、再生可能エネルギーの価値を認めて作られたものと電力会社もお考えでしょうか。

Q 2 それぞれの再生可能エネルギーによって、発電単価が異なります。同価格でグリーン電力を価値付けすると、特定の安い再生可能エネルギーだけが促進され、それ以外のものは衰退せざるを得なくなると思いますがいかがでしょうか。

Q 3 電力会社も特定の再生可能エネルギーだけを推進しようという方針なのでしょうか。

Q 4 電力会社は競争原理で自然エネルギーを選択するのかを是とするのでしょうか。

A R P S法は、新エネルギー等の普及促進に資するものと考えています。

しかしながら、新エネルギー等の普及促進は、R P S法の市場原理だけではなく、技術革新、製造コストの減、国の補助金やお客さまの環境意識などの相乗効果により効果が出るものと考えます。したがって、必ずしも特定の安い再生可能エネルギーだけが促進され太陽光発電などが衰退していくとは考えていませんし、当社としても、特定の再生可能エネルギーだけを推進しようという方針はありません。

Q 5 R P Sの考え方として、「物理的電気部分」と「環境価値部分」の分け方を妥当だとお考えですか。（例えば太陽光発電の場合、電力会社に設備費がかからないこと、最終的には配電の距離が縮まること、電力安全保障に寄与することなどの価値はどこで評価されるのでしょうか。）

Q 6 太陽光発電の「物理的電気部分」の価値を本当に石油などの発電燃料分と同等だと電力会社は考えるのでしょうか。

A 新エネルギー等電気を「物理的電気部分」と「環境価値部分」を分けて評価することがR P S制度の枠組みです。したがって、太陽光発電の場合も、その枠組みの中での評価となります。

なお、当社は、分けて取引する場合、「物理的電気部分」については、火力発電所の発電燃料分として評価することとしています。

Q 7 「太陽光発電など発電設備からの販売についてはその価格を妨げるものではない」とR P S法では例外措置が取られていますが、これを電力会社はどう解釈しているのでしょうか。

A 太陽光発電は、取引実態として「環境価値部分」の上限価格（11円）を超えた価格で電力会社が購入していることを、考慮しているものと考えます。

Q8 太陽光発電の既設者に関して、設備認定代行および新エネルギーの当該電力会社への帰属に対して同意しなかった場合、現在の電力購入契約はどうなるのでしょうか。また、現在の契約が切れた後の更新契約において、電力購入価格およびその価格が適用される期間はどうなるのでしょうか。さらに、同意した場合においても、現在の契約が切れた後の電力購入価格およびその価格が適用される期間はどうなるのか定かではありません。その点はいかがでしょうか。

Q9 太陽光発電の設置者に対して、設備認定代行に同意しない場合は太陽光発電設備の電力受給契約を見直すという方針を出している電力会社もありますが、この実行に関しては裁判も辞さない姿勢でいらっしゃるのでしょうか。

Q10 新設者が設備認定代行に同意しない場合、太陽光発電の買取価格が約6円との方針を出した電力会社もありますが、では逆に管外の太陽光発電設置者個人から環境価値部分のみ購入する準備はできているのでしょうか。

Q12 電力会社からこの「同意書」の「お願い」ではP V設置者に対して、同意しなかった場合に買取価格を低減するような売買電の契約見直しを迫るものと、そのような圧力をかけないものと、各社間で大きな差があります。この点は電力会社としてどのようにお考えでしょうか。

A 太陽光発電の契約期間は、自動延伸条項つきの1年契約のため、双方異議がなければ、さらに1年間、契約期間を延伸することとしています。新エネルギー等電気の当社帰属に同意いただけない場合は、当社は年間の義務量に充てることが出来ないため、お客さまに同意を頂けるようお願いを続けていきます。いきなり裁判という手段を選択するより、まず、お客さまに同意して頂く努力をすることが第一だと考えます。  
なお、当社管外からであっても、申し出があれば購入について協議させていただきます。

Q11 電力会社はR P S法に反対されてきましたが、最終的に妥協され変則的なR P S法が成立しました。電力会社としては、このR P S法を本気で推進しようとされているのでしょうか。

A 当社は、R P S法を遵守し、義務を達成するよう努力していきます。

以上